

認定施設等に関する規程

2019年12月6日 制定

第1節 施設基準

第1条（目的）

一般社団法人日本統合医療学会（以下、「本学会」と称する）は、日本の医療制度に適合する統合医療の提供方法の普及を目的とし、これを提供する施設に関する基準等を明示し、基準を満たす施設について認定を与えることによって目的を果たすものである。

第2条（施設の種別）

本規程に定める施設は、日本の医療制度に適合する統合医療の提供という考え方のもと、次の3つの種別とする。

- (1). 医療法などにおいて定められる医療提供施設、薬局又は施術所
- (2). 介護保険法等において定められる介護施設であって、訪問型の介護を提供する施設を含む
- (3). 上に挙げた施設以外の施設

第3条（認定基準）

施設の認定に関する基準については、施設の性質等を鑑みこれを決定すると共にこれを公示する。

第2節 申請登録と欠格事由

第4条（申請）

認定施設の申請は、本学会が指定する様式に従った申請書類によって行う。

- 2 申請は本学代表理事を名宛人として事務局に提出する。
- 3 申請にあたり、審査手数料として金三万円を申請の10日前までに納付するものとする。

第5条（登録）

施設の認定が決定した場合、本学会の代表理事は決定を速やかに書面で申請機関に送ると共に、台帳にこれを登録しなければならない。

- 2 登録時には登録手数料として金一万円を認定の決定を伝える書面の受領後10日以内に納付するものとする。
- 3 本学会の代表理事は、認定施設の登録がなされたら遅滞なく施設認定証を申請機関に送らなければならない。

第6条（絶対的欠格事由）

次の各号にあたる施設については、認定を与えない。

- (1). 行政処分を受け、その処分が満了した日から5年が経過していない施設
- (2). 罰金以上の刑を受け、その刑期が終了した日から5年が経過していない施設
- (3). 行政処分を受け、その処分が満了した日から5年が経過していない職員を雇用している施設
- (4). 罰金以上の刑を受け、その刑期が終了した日から5年が経過していない職員を雇用している施設
- (5). 反社会的な組織との関連がある施設

第7条（相対的欠格事由）

次の各号に当たる施設については、認定を与えないことがある。

- (1). 医療や介護について、不法な行為が行われた施設又は不法な行為を行った職員を雇用している施設
- (2). その他、学会が認定を与えるのに不当であると判断する施設

第8条（認定の取消し）

認定を受けている施設で、本規程第6条の各号に該当する施設は、学会において聴聞を行ったうえで事実と認められた場合、認定を取消す。

2 認定を受けている施設で、本規程第7条の各号に該当する施設は、学会において聴聞を行ったうえで事実と認められた場合、認定を取消すことがある。

第3節 登録の更新

第9条（認定期間）

施設の認定期間は、登録の日を起算点として3年間とする。

第10条（更新手続）

更新の申請は、本学会が指定する様式に従った申請書類によって行う。

- 2 申請は本学会代表理事を名宛人として事務局に提出する。
- 3 更新に当たっては、更新事務手数料として金三万円を申請の10日前までに納入するものとする。

第11条（更新登録）

認定の更新が決定した場合、本学会の代表理事は決定を速やかに書面で申請機関に送ると共に、台帳にこれを登録しなければならない。

2 本学会の代表理事は、認定施設の登録がなされたら遅滞なく更新後の新たな施設認定証を申請期間に送らなければならない。

第4節 雑 則

第12条（未規定事項の取扱い）

施設認定に関する事項で、定款及び本規程並びにその他の規約等において定められていない事項については、その都度業務執行理事会ではかり解決を図るものとする。

第13条（規定等の改廃）

本規程の全体または一部の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

コメント) 業務執行理事会で諮るのみならず、理事会の承認までを必要とするかについては、業務執行理事会でご決定ください。倫理委員会としては理事会の承認を得る形式でもよいと思います。

資料 1 認定施設等に関する規程第 3 条関係

診療所・病院の申請基準

- (1). 伝統医療・相補代替医療が 4 療法以上行われていること
- (2). 本学会において学術発表および論文発表を行っていること
- (3). 年間 20 例以上の伝統医療・相補代替医療の提供実績があること
- (4). 認定医、認定師・認定協働士いずれか 1 名以上が在籍し、資格者の下に十分な指導体制がとられていること
- (5). 認定医あるいは認定師・認定協働士により、提供された伝統療法・相補代替医療について適宜適切な記録がつけられていること
- (6). 多職種連携を行う体制を有すること

薬局の申請基準

- (1). 本学会において学術発表および論文発表を行っていること
- (2). 年間 20 例以上の伝統医療・相補代替医療の提供実績があること
- (3). 認定師・認定協働士いずれか 1 名以上が在籍し、資格者の下に十分な指導体制がとられていること
- (4). 認定師・認定協働士により、提供された伝統療法・相補代替医療について適宜適切な記録がつけられていること
- (5). 可能な限り認定医と提携すること
- (6). 多職種連携を行う体制を有すること

施術所の申請基準

- (1). 本学会において学術発表および論文発表を行っていること
- (2). 年間 20 例以上の伝統医療・相補代替医療の提供実績があること
- (3). 認定師・認定協働士いずれか 1 名以上が在籍し、資格者の下に十分な指導体制がとられていること
- (4). 認定師・認定協働士により、提供された伝統療法・相補代替医療について適宜適切な記録がつけられていること
- (5). 可能な限り認定医と提携すること
- (6). 多職種連携を行う体制を有すること

介護施設等の申請基準

- (1). 本学会において学術発表および論文発表を行っていること
- (2). 年間 20 例以上の伝統医療・相補代替医療の提供実績があること
- (3). 認定師・認定協働士いずれか 1 名以上が在籍し、資格者の下に十分な指導体制がとられていること
- (4). 認定師・認定協働士により、提供された伝統療法・相補代替医療について適宜適切

な記録がつけられていること

- (5). 可能な限り認定医と提携すること
- (6). 多職種連携を行う体制を有すること

上記以外の施設の申請基準

- (1). 本学会において学術発表および論文発表を行っていること
- (2). 年間 20 例以上の伝統医療・相補代替医療の提供実績があること
- (3). 認定師・認定協働士いずれか 1 名以上が在籍し、資格者の下に十分な指導体制がとられていること
- (4). 認定師・認定協働士により、提供された伝統療法・相補代替医療について適宜適切な記録がつけられていること
- (5). 可能な限り認定医と提携すること
- (6). 多職種連携を行う体制を有すること

申請書類一覧 認定施設等に関する規程第 4 条第 1 項関係

- (1). 認定研修施設認定申請書 ※施設長印が必要です。
- (2). 伝統医療・代替相補療法症例報告書 20 症例
- (3). 日本統合医療学会認定医・認定師・認定療法士 認定証のコピー
- (4). 申請手数料の払込み証明するもの (写)

申請書類一覧 認定施設等に関する規程第 10 条第 1 項関係

- (1). 認定研修施設認定申請書 ※施設長印が必要です。
- (2). 伝統医療・代替相補療法症例報告書 20 症例
- (3). 更新手数料の払込み証明するもの (写)

認定証の形式案

一般社団法人日本統合医療学会 施設認定証		
認定番号	東京都0000(0)0000	
認定期間	令和元年8月1日より令和3年7月31日まで	
業務に従事する者	認定医	〇〇〇〇
	認定師	〇〇〇〇、〇〇〇〇
	認定協働士	〇〇〇〇、〇〇〇〇
主たる事業所所在地	東京都〇〇区	
事業母体名	医療法人〇〇会 〇〇病院	
代表者氏名	〇〇 〇〇	
<p>以上の通り、認定する。</p> <p>令和元年8月1日</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人日本統合医療学会 代表理事 伊藤 壽 記</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; text-align: center;">印鑑</div>		

- 大きさはA4横
- 認定番号は、仮に4桁（1桁）4桁としてあるが、特に意味はない。ただし、（ ）内は更新回数を入れてはどうか。